

○私有車の公務使用取扱要綱の制定について

昭和 45 年 2 月 3 日

岩警発第 52 号

岩会発第 40 号

警 察 本 部 長

通達の概要

警察職員の所有する自動車等を公務のために使用することについては、交通安全管理の立場から原則、禁止しているところであるが、警察の責務の遂行という業務の特殊性を考慮し、職務の迅速、適正な遂行という要請から、「私有車の公務使用取扱要綱」を定め、この要綱の運用に必要な事項を定めたもの。